【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月28日

【会社名】 株式会社鉄人化ホールディングス

【英訳名】 TETSUJIN Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 根来 拓也

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都目黒区碑文谷5丁目15番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長根来拓也は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年8月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

1) 評価範囲の決定指標

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

当社グループはカラオケ事業、飲食事業及び美容事業を行い、当社および連結子会社において事業活動を行っておりますことから、事業拠点の重要性を判断する指標としては売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標といたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の概ね2/3を超えている当社グループのカラオケ事業、連結子会社である鉄人エンタープライズ株式会社における飲食事業、及びビアンカグループにおける美容事業を「重要な事業拠点」といたしました。

2) 企業の事業目的に大きく関わるものとして選定した勘定科目

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としてカラオケ事業の売上高、売掛金、棚卸資産、仕入高、買掛金、有形固定資産及び給料手当に至る業務プロセス、鉄人エンタープライズ株式会社における飲食事業の売上高及び売掛金、及びビアンカグループにおける美容事業の売上高、売掛金、棚卸資産、仕入高、買掛金及び給与手当に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3) 個別に評価対象に追加した業務プロセス等

選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

具体的には、(1)見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス(子会社・関係会社株式の評価、法人税・住民税・事業税の計上、繰延税金資産(負債)の計上、固定資産の減損、資産除去債務)(2)非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス(連結財務諸表・注記の作成・開示)を選定しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。